

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
65	男	韓国	直接雇用、日給、フルタイム	建設業	解体作業員
在留資格			雇用に関する補足情報		
OS(?)			会社は請負? / 日給12,000円 / 8時~17時		

傷病情報

傷病名1	仙尾骨折	傷病名4	
傷病名2	右肋骨不全骨折	傷病名5	
傷病名3	右肩部打撲		

被災状況の詳細

被災時刻 13:00 経験 1日 死傷病報告提出までの期間 提出確認できず 受付時間差 26日

(療養補償給付たる療養の給付請求書)

木造平屋住宅解体工事についていた。瓦おろしのために屋根にはしごで登ろうとしたときに、高さ2mのところで足を滑らせて転落し、腰を土の地面に強打した。[事業者証明あり]

(傷害補償給付支給請求書)

木造平屋住宅解体工事中、瓦おろしのため、高さ3mの梯子を上っている途中、下ではしごを支えている人が一人だったため支えきれず、梯子ごと地面に落下した。[事業者証明なし]

(本人の説明-聞き取りメモ)

木造平屋住宅解体工事中、瓦おろしのためにはしごをかけるが、梯子の高さが足りなかったため、梯子の下に木の机(高さ1m)をおき、その上にはしごをのせ、下ではしごを支えたが、支える人(地面に立って)が一人だったため、支えきれずにはしごが倒れた。

改善のポイント

> 作業安全(適切なはしごの使用、適切な補助)

>

>

組合による違反の主張

[民415] 安全配慮義務違反
[則527] 移動はしご
梯子の滑り止め設置もしくは梯子が落ちないように必要な措置を取らなかった責任

労災補償の詳細

労災補償支給	有	後遺障害級	14
障害補償一時金	490,560	年金	無
障害特別支給金	80,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

解決金等

・休業補償合計 2,557,920円
損害賠償請求は行われているが、本人が組合を脱退し中断

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
51	男	韓国	直接雇用、日給、フルタイム	建設業	配管工事
在留資格 特別永住者			雇用に関する補足情報 会社は請負？(三次下請け？)／ビル建設工事／日給2万円／8:00～17:00／休日は日曜日のみ		

傷病情報

傷病名1	左第5趾中節骨折	傷病名4	
傷病名2		傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻 13:30 経験 20年 死傷病報告提出までの期間 69日 受付時間差 67日

(死傷病報告)

ビル建設工事で、材料の移動中(パイプ台車)隣り合った台車との間に挟まれ、その際に台車のタイヤに踏まれ負傷した。

(本人の説明)

2トンほどの重量物を手押し台車で運搬中、カーブに差し掛かったので、ストップの合図をした上で曲げようとしていたら、後ろから押したため、被害労働者の左足を台車の車がひいた。

(障害の状態の詳細)

① 左第5趾の腫脹残存、圧痛／関節の運動制限
② 歩行時左第5趾に十分に荷重できない
③ 安全靴がはけない

改善のポイント

➤ 運搬作業ルールの確立:危険個所の確認と回避対策の確立(見張り役の配置など)
➤
➤

組合による違反の主張

[民415] 安全配慮義務
後ろから手押し車を押していた労働者の判断ミス
後ろから手押し車を押していた労働者に対する使用者責任

労災補償の詳細

労災補償支給	有	後遺障害級	12
障害補償一時金	2,947,776	年金	無
障害特別支給金	200,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)
248日(181日)

解決金等

- 本人に対する解決金 12,476,045円
- 組合に対する解決金 1,250,000円

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
54	男	フィリピン	直接雇用、日給、フルタイム	建設業	型枠大工
在留資格			雇用に関する補足情報		
OS?			会社は請負? / 労働時間: 8時~17時 / 日給14,000円、 休憩: 10時-20分、12時-1時間、15時-20分		

傷病情報

傷病名1	左橈骨骨折	傷病名4	全身打撲
傷病名2	左上腕骨果部骨折	傷病名5	
傷病名3	左示指骨折挫創		

被災状況の詳細

被災時刻	15:00	経験	7年	死傷病報告提出までの期間	提出確認できず	受付時間差	496日
------	-------	----	----	--------------	---------	-------	------

(労災様式5号等請求書)

型枠解体作業を行っていた8階(地上4階)のエレベータービット内の作業床が作業中に外れ、解体資材とともに墜落した。その衝撃で7階・6階の作業床も落下し、約9m(下の?)5階床まで墜落、負傷した(各請求書でこの記載内容に対し事業者証明あり)。

(本人の説明)

床の上には60本ぐらいのパイプが置いてあった。長さはいろいろ。床にパネルを置き、重さがあったため、床が抜けた。なんで腕が切れたかわからない。骨は一本折れた。

(後遺障害の内容-症状固定時の機能評価)

- 骨折治療部のケロイドと圧痛
- 左ひじ・手関節指の可動域制限はなし
- 左手間接運動通あり
- 左手握力低下

改善のポイント

> 作業床の荷重を考慮しての作業・監督

>

>

組合による違反の主張

[民415] 安全配慮義務違反
作業床が外れた責任

労災補償の詳細

労災補償支給	有	後遺障害級	14
障害補償一時金	593,600	年金	無
障害特別支給金	80,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)	733日 (237日)
解決金等	・元請け、所属より謝罪 ・慰謝料など損害賠償金として1,841,480円

- 20 -

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
31	男	韓国	直接雇用、日給、フルタイム	建設業	解体作業員(解体手元)
在留資格			雇用に関する補足情報		
OS			会社は二次下請け? / 日給13,000円 / 労働時間8時~17時 / 休憩時間:10時-30分、12時-1時間、15時-30分 残業あり / 社会保険なし		

傷病情報

傷病名1	右膝内側副靱帯損傷	傷病名4	
傷病名2	右膝内側半月板損傷	傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻 09:30 経験 3月 死傷病報告提出までの期間 360日 受付時間差 155日

(死傷病報告)

重機(クランシャー)を使って、高さ2m、幅6m程度の壁を片側から解体し始め、中間付近まで来たときに、残り幅3mくらいの壁が一気に崩れそうになった。そのため被災者は、重機オペレータに向かってストップをかけたが、聞こえないようなので、急いでストップと叫びながらオペレータが見える位置に移動した時、壁が一気に崩れ、足に当たって負傷した。

(監督署への申告書)

2000年10月30日午前10時ごろ、ビルの解体作業において、壁(高さ2m位)をサイドからユンボで崩し始め真ん中くらいまで来たとき、幅3mくらいの壁が一気に崩れそうになったため、本人はユンボの運転手に向かってストップをかけたが、聞こえないようなので急いでストップと叫びながらユンボの運転手が見える位置に移動したとき、壁が一気に崩れ足に当たって負傷した。

(同上、経過メモ)

事故後すぐに病院に行かなかったのは、一緒に病院に行く人がいなかった為、皆が仕事を終わるまで車の中で待っていた。翌日病院に行く(一晩眠れば治ると思っていたが、痛みが取れないため)。その後一時足が痛くて仕事はできなかったが、通訳として仕事をした。約5か月後より復帰。

(一次下請けからの回答書)

現場監督及び補助監督に確認したところ、そのような事故が発生した事実はなかったという報告(又負傷者が病院にかかった事後報告も受けていない)。更に詳細に調査をしたところ、現場に於いては、小さな事故及び人が出たという事実は一切なかった。尚、ユニオンより報告を受けるまでは、このような事実があったことは全く知らなかった。弊社においてはこの件に関して処置のとりようがない。

改善のポイント

安全な解体方法の徹底

現場監督の徹底

組合による違反の主張

[民415] 安全配慮義務違反

[則517条15] コンクリート造の工作物の解体等の作業において講ずべき措置

[則517条16] 引き倒し等の作業の合図

労災補償の詳細

労災補償支給	有	後遺障害級	14
障害補償一時金	553,168	年金	無
障害特別支給金	80,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

864日(709日)

解決金等

・元請け、一次下請け会社より謝罪

・損害賠償金 1,000,000円

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
37	男	インド	直接、時給、フルタイム	金属加工業	鉄管工
在留資格			雇用に関する補足情報		
OS			時給900円／労働時間:8時～18時／休憩時間:10時-15分、12時-1時間、15時-15分／残業あり		

傷病情報

傷病名1	右第2・3指中節骨開放骨折	傷病名4	
傷病名2		傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻 18:40 経験 6月 死傷病報告提出までの期間 提出確認できず 受付時間差 10日

(労災様式6号)

工場内で高速切断機でパイプを切断していたところ、誤って切断機の歯に触れてしまい、右手を負傷・骨折した。[事業主証明あり]

(本人の説明-聞き取りメモ)

言葉の問題もあって社長と話をすることはほとんどなかった／水道の部品(継鉄 つなぎパイプ)を作る仕事／加工機械のオペレーター／事故は残業時に発生／自動機械にカットしたパイプを入れ加工するが、時々うまく出でこないことがあり、現場にあるパイプを適当な長さに切って、つつき棒でつつくことがある／つつき棒は同僚が作っているのを、自分も真似てやるようになった／切断をするのは初めてではなく、以前自分がやっているのを社長が見ていたことはあった／事故は万力をきちんと締めていなかった為、油がぬってあるパイプが滑って、カッターで手を切ってしまった(手袋はしていた)／同僚が社長に連絡したところ、テープレコーダーを持ってきて「自分でやった」と言えといわれた。そうすれば病院へ連れて行くと。言わなければ警察に通報すると／社長がみんな首にするといったので、同僚からは「自分でやったと言ってくれ」と頼まれた／本人もすごく怖くなって「お金のためにやった」と言ってしまった／社長は「事故だったら500～600万はらわなければならない、そんなことはできない」といったと同僚から聞いた／けがの治療・退院後、会社で録音されたテープを聞かせられ、社長に「とんでもないことをした。警察にでも捕まれば」と言われた／「お金はいらないから、指をなおすまでお願いします」と頼んだ／社長はテープを取ったことや、ユニオンのようなところへ行かないよう、本人に伝えてくれと言ったと同僚から聞いた。

(会社側の説明?-聞き取りメモ)

3カ月だけということでも入ってもらったが、仕事がつまらないうことで仕方なく1カ月延ばし、これ以上ダメと言っていた矢先に、いつもの仕事と全く関係のない作業場に行ってい作業したため、事故となった。いつも商品を入れる仕事なのに、パイプをカットする仕事はやらせたことがない。本人のテープには社長には黙っていてくれ、自分がやったという会話が録音されている。

改善のポイント

組合による違反の主張

機械安全(危険箇所のカバー、材料固定方法の改善)

コミュニケーションの改善

[労基法75・76] 休業補償を行っていない

[労災保険法1条] 保険給付の手続きをしない

[則97条2] 死傷病報告遅滞

労災補償の詳細

労災補償支給	有	後遺障害級	12
障害補償一時金	1,267,500	年金	無
障害特別支給金	200,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

解決金等

団交の要求がなされてはいるが、その後の記録なし。中止? 詳細は不明。療養休業補償総計 1,898,000円

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
33	男	イラン	直接雇用、日給、フルタイム	建材(砂・碎石・土)販売／産廃処理	重機(ユンボ)のオペレーター
在留資格			雇用に関する補足情報		
不明・OS?			日々10,000円が2日に1回給料を受け取る。給与明細はなし／労働時間:8時～17時／土曜日も仕事		

傷病情報

傷病名1	両大腿・下腹・陰部熱傷(第I度及びII度)	傷病名4	
傷病名2	二次感染	傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻 10:00 経年 3月 死傷病報告提出までの期間 提出確認できず 受付時間差 110日

(労災様式10号の記載)

油脂類の空きドラム缶の切断作業中に、気化した油に火花が引火して受傷。当初は発赤、腫脹、疼痛強度であり、そのため歩行もほとんど不能であった。受傷部は右ソケイ部～陰部に最も症状が強かった。外用はアクリノールによる湿布とリンデロンVG軟こう塗布、内服は抗生剤、消炎鎮痛剤にて初期の創管理を行った。受傷一週頃より自覚症状改善し、上皮化傾向もみられたため、外用をアクトシン軟膏、プロスタディン軟膏等とし、上皮化を図った。しかし右ソケイ部の治癒は遅延し、途中感染徴候も出現したため、再び抗生剤を投与した。

受傷時、着衣は冬季戸外の作業のため2重3重になっていたが、右ソケイ～陰部右半にかけて完全に焼失していた。

(本人の説明-聞き取りメモ)

密閉されたドラム缶の中身を調べる(何が入っているかを確認する)ため、ベビーサンダーで切るとき、中のガスが爆発して火傷した。

改善のポイント

> 同作業の禁止

> より安全な内容物確認方法の選択

>

組合による違反の主張

労災補償の詳細

労災補償支給	有	後遺障害級	14
障害補償一時金	359,408	年金	無
障害特別支給金	80,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

解決金等

組合を脱退、中止。会社と直接交渉で和解?

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
43	男	ペルー	直接雇用、時給、フルタイム	不詳	主に倉庫内での作業か？
在留資格			雇用に関する補足情報		
不明・OS？			労働時間：8:30～17:00／日曜出勤時々あり／時給：1,300円（事故発生の4か月前まで1,400円）		

傷病情報

傷病名1	右両下腿骨折	傷病名4	
傷病名2	左脛骨骨折	傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻 9:35 経験 7年6月 死傷病報告提出までの期間 提出確認できず 受付時間差 772日

（労災様式8号の記載）

倉庫内の清掃をしていたが、コンテナのドアとパレットを持っていた。フォークリフトの間にあった木くずを取り除こうとしたとき、運転手が急にフォークリフトに乗り、操作を間違えて前進してしまい、パレットとコンテナの間にはさまれた。

（労災様式10号の記載）

コンテナの中で箱を積む仕事をしていて、フォークリフトのカギを社長が急に入れたため、パレットを積んだフォークリフトが前進し、本人の両ひざに当たった。そして社長があわててバックさせたため、ふたたび本人の膝に当たった。

（会社に対する組合加入通知書）

いつもはベニヤについているゴムをカットし、きれいにする仕事だが、当日は、当該作業場の人が休んだ為、自分が代わりに入ることになった。コンテナの中で、ファックスの箱詰め作業で、4回目のパレットを積んだところで、事故が起こった。

（本人の説明・聞き取りメモ）

いつもはベニヤを積む仕事。（この日は）コンテナに箱（ファックスの機械）を詰めていた。社長がフォークリフトを操作。パレットの上に3段の箱が積まれていた。社長が急に「フォークのカギをかけた（？）」ため、パレットを積んだフォークが前に進み本人の両ひざに当たった。あわててリフトをバックさせると、ふたたび本人の膝に当たった。

改善のポイント	>	フォークリフト作業時の安全確保
	>	
	>	
組合による違反の主張		

労災補償の詳細

労災補償支給	有（療養・休業補償）	後遺障害級	不明・記録なし
障害補償一時金		年金	
障害特別支給金		年金年額	
障害特別一時金		特別年金年額	

労使交渉の結果

解決時間（組合に相談してから解決までの時間）	
解決金等	
・労災は療養・休業補償のみ支払記録あり。他は情報なし	
・保険給付計 3,272,035円 ・特別支給金計 1,090,424円	

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
40	男	韓国	派遣？、日給月給、フルタイム	建設業(解体)	
在留資格			雇用に関する補足情報		
OS 在留の資格なし			偽装請負か？／勤務時間 8:00～17:00／残業なし／日給月給制：日給13,000円		

傷病情報

傷病名1	左膝蓋骨骨折	傷病名4	
傷病名2	左膝部挫創	傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻	16:30	経験	17日？	死傷病報告提出までの期間	提出確認できず	受付時間差	108日
------	-------	----	------	--------------	---------	-------	------

(労災様式10号／労基署への申告書／聞き取りメモの記載)

ユンボによる解体作業中、本人が廃材をハサミでつかみやすいように寄せ集めていたところ、本人がよける前にオペレーターがはさみを動かしたため、左足、膝、くるぶしにあたり、倒れた。

第三者行為災害届が提出されている(オペレーターは監督の家族)

改善のポイント

- 機械作業範囲内への立ち入り禁止
- 誘導者配置の徹底
-

組合による違反の主張

[法3] 事業者等の責務 [民415] 安全配慮義務違反
[則97条] 死傷病報告提出義務違反
[則151の7] 接触の防止
[則151の9] 立ち入り禁止

労災補償の詳細

労災補償支給	有	後遺障害級	12級
障害補償一時金	1,060,800	年金	無
障害特別支給金	200,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)
1802日(1694日)

解決金等

- 元請けが責任を認める
- 解決金 3,800,000円

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
40	男	韓国	直接雇用、日給、フルタイム	建設業	舗装工事の手元
在留資格			雇用に関する補足情報		
OS?			会社は請負? / 日給15,000円 / 勤務時間 8:00~18:00		

傷病情報

傷病名1	右機尺骨腕開放骨折	傷病名4	
傷病名2	右橈骨神経損傷	傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻 17:45 経験 10年 死傷病報告提出までの期間 14日 受付時間差 79日

(死傷病報告)

舗装工事終了にて、フィニッシャー(舗装敷き均し機)が移動する直前、後方にいたマカダムローラーが水道バルブの天蓋にあたり滑ってしまい、フィニッシャー後部プレートにいた本人が、フィニッシャーとマカダムローラーの間に右手首をはさみ負傷した。

(組合加入通知書)

本人はマンホールの横の道路直しをしていたところ、大型ローラーがバックしたため、キャタピラーと散水車の間に右手を挟まれた。普段はローラーの運転を監督がしているが、その時は監督が現場写真を取るために、外国人労働者に運転を任せていた。

(本人の説明-聞き取りメモ)

(道路整備。フィニッシャーと大型ローラーの間で作業中)マンホールの横でなおし作業をしていた。普段は3m以上離れているフィニッシャーと大型ローラーだが、(いつもより間隔がずっと狭かった?)ローラーがバックしたため、キャタピラーとフィニッシャーの間に右手を挟まれた。近づきすぎていた為、逃げ切れなかった。普段は監督がローラーを運転するが、現場の写真を撮るために他の人(外国人労働者)に運転を任せていた。だれが外国人労働者に運転を頼んだかは不明。人は大勢いたが、誰も気づいてくれなかった。警察、役所の人、元請けの社長が来た。

改善のポイント

- > 重機運転ルールの遵守
- > 機械作業範囲内への立ち入り禁止/誘導者配置の徹底
- >

組合による違反の主張

[民415] 安全配慮義務違反 [民715] 不法行為責任
 [則151の7] 接触の禁止 [則151の9] 立ち入り禁止
 過失割合 会社側100%

労災補償の詳細

労災補償支給	有	後遺障害級	10
障害補償一時金	3,522,226	年金	なし
障害特別支給金	390,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)	1279日(1200日)
解決金等	・元請け企業からの遺憾の意・慰謝料 500,000円 ・元請け企業の任意労災による補償 7,305,000円

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
31	男	パキスタン	直接雇用、日給月給？、フルタイム	運輸	
在留資格			雇用に関する補足情報		
日本人の配偶者等			日給7,500円／労働時間22時～翌7時 6/11～7/25 199,794円／7/26～8/25 147,476円		

傷病情報

傷病名1	左下腿開放骨折	傷病名4	
傷病名2	右第5中足骨骨折	傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻 23:30 経験 7月 死傷病報告提出までの期間 提出確認できず 受付時間差 126日

(本人の説明-聞き取りメモ)
フォークリフトを運転し、トラックの後方に付けようとしたところ、フォークリフトがうまく回り切れずにバランスを崩した。そのはずみでフォークリフトの外に投げ出された。フォークリフトのすぐ下に倒れたため、左足がフォークリフトの間に挟まってしまった。アクセルを踏んだままだったため(?)、本人が投げ出された後もフォークリフトが動いたため、左足をひかれ、本人の体が回転したため、右足も骨折した。

改善のポイント

> フォークリフト運転の十分なトレーニング

>

>

組合による違反の主張

労災補償の詳細

労災補償支給	有	後遺障害級	14級
障害補償一時金	333,088	年金	なし
障害特別支給金	80,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

解決金等

会社が倒産したため、配当なく交渉できず。中止。
療養・休業補償給付計 1,075,082円

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
37	男	ペルー	直接雇用、日給月給、フルタイム	自動車部品製造(下請け)	
在留資格			雇用に関する補足情報		
不明			日給8,400円／契約更新2回、3か月毎 二回目の更新後、受け持ち部署が三度変更されている		

傷病情報

傷病名1	左小指末節骨折	傷病名4	
傷病名2		傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻 13:30 経験 8月 死傷病報告提出までの期間 提出確認できず 受付時間差 44日

(労災給付請求書 様式5号の記載)

当社工場エンジンシリンダーボディおよびヘッド塗装工程において、大型のシリンダーヘッドを塗装ブースに搬入中、ローラーコンベアとシリンダーヘッドを載せている流し台との間に、左手小指を誤って入れてしまい、はさまれ、受傷した。

(業務上負傷病現認書-会社による)

エンジンボディ・ヘッド 塗装作業、ヘッドを塗装ブースに搬入中、左手小指がローラーコンベヤーとヘッド流し台の下に入り、左手末節部分をはさまれた。

[災害原因]流し台の下に指を入れてヘッドを押したため

(不安全な設備の状態)塗装ブースへ乗せるのに力が必要 (不安全な人の行為)流し台の下へ指を入れた

(管理監督の欠陥)常識と思われる範囲を超える部分で教育が不足していた

(設備等の問題点)ローラーと塗装台の水平出ていない／流し台に持つところがない／ローラーピッチ広い？

(原因の対策)流し台に取っ手をつける／塗装台の搬入時の重さを減らす

(会社側団交用資料からの抜粋)

現場における労災は過去なし／コンベア上でのワーク移動であり、特に作業基準や要領、ワンポイントなどの指示書は作成していない／作業はコンベア上でヘッドが乗っている流し台(搬送治具)の取っ手を左右の手で引き、ターンテーブル上に移動するだけの作業／移動距離90cm／引っ張り重量3.8～5.8kg／単純な作業であり、常識と思われる範囲を超えたところで被災しており、本人の過失によるところが大きいと考えられる／この作業によって、左手の小指が流し台の下に入る作業は不自然／作業中の事故ではない可能性もあり得る

改善のポイント

> 重量物取扱い作業の改善

>

>

組合による違反の主張

[民415]安全配慮義務違反

労災補償の詳細

労災補償支給	有	後遺障害級	14級
障害補償一時金	452,032	年金	無
障害特別支給金	80,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

不明

解決金等

- 退職
- 解決金として 1,000,000円

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
30	男	ペルー	直接雇用、時給、フルタイム	精密機械製造	
在留資格			雇用に関する補足情報		
日本人の配偶者等			会社は請負／時給1200円／定時：8時～17時30分（休憩1時間）／労働時間の例：被災月所定内156.5時間、所定外8時間（195,625円、12,000円）、前月99年10月所定内163.5時間、所定外25時間、前々月所定内172時間、所定外36.5時間		

傷病情報

傷病名1	右手第4指開放骨折	傷病名4	
傷病名2		傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻	13:40	経年	5月	死傷病報告提出までの期間	提出確認できず	受付時間差	31日
------	-------	----	----	--------------	---------	-------	-----

(労災様式8号の記載／本人の説明・聞き取りメモ)

フォークリフトから中型プレス機の上に鉄ブロック(25cm×25cm×70cm)を移す作業中、被災者はプレス機の上にあがってブロックをおろすを手伝っていた。ブロックがプレス上にきちんと移される前に、フォークリフトのフォークを動かしたため、ブロックが持ち上げられ横転、ブロックを支えていた被災者の右手指が挟まれてしまった。それまでに扱ったことのない大きさの鉄板だった。フォークリフトの運転手はセクション長。[事業主証明あり]

改善のポイント

> 作業監督者の配置

> 重量物取扱い作業の改善

>

組合による違反の主張

労災補償の詳細

労災補償支給	療養・休業補償のみ	後遺障害級	無
障害補償一時金	0	年金	無
障害特別支給金	0	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)	197日(166日)
解決金等	・解決金として388,748円(内訳：休業補償 88,488円、労災慰謝料 150,000円、退職金 150,260円)、最終的に解雇

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
39	男	パキスタン	不明	建設業	
在留資格			雇用に関する補足情報		
?			詳細な情報なし		

傷病情報

傷病名1	右肘部打撲による右第3、4、5指拘縮	傷病名4	
傷病名2		傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻	不明	経験	1年4か月	死傷病報告提出までの期間	提出確認できず	受付時間差	89日
------	----	----	-------	--------------	---------	-------	-----

(本人の説明-聞き取りメモ)

道路整地作業中、スコップで道路わきの砂利を道路中央に寄せる作業をしていたところ、専務からもっと早く作業を進めるようせかされ、横にあった電柱に肘をぶつけて負傷した。

改善のポイント

- 作業スペース内のリスクの確認(危険予知)
- 安全な作業ペースの確保
-

組合による違反の主張

労災補償の詳細

労災補償支給	無	後遺障害級	無
障害補償一時金	0	年金	なし
障害特別支給金	0	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

解決金等

労災不支給決定。会社倒産。
詳細なデータ得られず。

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
35	男	パキスタン	直接雇用・時給・フルタイム	配管・設備	配管工?
在留資格			雇用に関する補足情報		
OS			事故発生現場では、会社は二次下請け／定時:8時30分～17時、時給:1200円／被災前年の勤務実態(例) 年間256日勤務、所定内1885時間、所定外70.25時間＋休日出勤178.5時間、基本給2,639,000円、時間外435,315円		

傷病情報

傷病名1	右小指骨性マレット指	傷病名4	
傷病名2		傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻 15:00 経験 9年5か月 死傷病報告提出までの期間 提出確認できず 受付時間差 38日

(協定書・労災様式10号の記載)

ボイラー配管の取り換え作業のために出張中に発生。取り外した配管を下におろしていたところ、下で受け取る際にそばにあったボイラーとの間に指をはさんだ。

(本人の説明-聞き取りメモ)

工場内で5～6m上から工場長がロープでバルブを下ろし、下でバルブを受け取る作業中、隣にボイラーがあり、バルブが重すぎ(100kg?)手がボイラーとバルブの間に右手が挟まってしまった。

(専務からの申告-抜粋)

現場作業に入る4日前に無断欠勤している。その翌日に出勤してきたときに、顔面に大きなあざを作っていた。本人の話では飲食店で喧嘩をしてあざができたとのことだった。作業中にけがをしたとの連絡はなく、作業によるものかケンカによるものか判断できない

(工場長からの申告-抜粋)

二階部分より取り外した配管を下へ下す作業。私が上でつり下ろし、被災者が下で作業した。指をはさんだとか痛いとかの声もなく、けがをしたことに全く気が付かなかった。被災3日後まで現場に入ったが、ケガをしていたと知ったのはその2週間後だった。

(ユニオン ニュースでの紹介記事)

防水工事の現場でけがをした労働者は、社長の知り合いの病院へ連れて行かれ、オーバーステイということで本人の保険がないため、社長個人の健康保険を使って治療を受けさせられました。病院では車のドアに指をはさんだことにされたそうです。もちろん、社長は労災保険を使う気は毛頭なく、本人がそういう動きをするのをけん制して、診断書を請求すると十数万係るぞと脅しました。彼はつてを頼ってユニオンに相談にきました。

改善のポイント

> 重量物取扱い作業の改善

> 作業監督者の配置

>

組合による違反の主張

[民415]安全配慮義務違反

労災補償の詳細

労災補償支給	有	後遺障害級	14
障害補償一時金	404,936	年金	無
障害特別支給金	80,000	年金年額	0
障害特別一時金	7,672	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

224日 (186日)

解決金等

- ・会社からの謝罪
- ・損害賠償金 2,493,482円

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
33	男	ペルー	派遣?・時給・フルタイム	プラスチック製品製造	プラスチック形成後処理
在留資格			雇用に関する補足情報		
日系人 不明			労働時間:20時~8時/休憩:1時~2時半/月~金/毎日残業あり、2.5時間/時給1,125円/一日14,700円 雇用契約書なし		

傷病情報

傷病名1	左小指壊死	傷病名4	
傷病名2	左環指拘縮	傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻 06:30 経験 4月 死傷病報告提出までの期間 提出確認できず 受付時間差 654日

(労災様式8号の記載)
スプールランナーをエアニッパでできている作業中に、スプールランナーの持ち方を誤り、左手の小指第2関節付近を切ってしまった(エアニッパで切る側を持ってしまった)。
(本人の説明-聞き取りメモ)
パソコンのカバーがプラスチックの成型品として流れてきて上から落ちることになっているが、このときは落ちて驚き、体を引いた際右手に持っていたエアニッパが、左手の小指を第一と第二関節の間に切断してしまった。工場の社員が病院に連れて行った。社員が支払った。
(会社の安全衛生教育資料)
1. 5S:職場はいつも整理整頓、しつけ、清潔清掃に心掛ける
2. 服装:作業に適した服装をする
3. 規則:決められた規則は必ず守る
4. 病気:身体の異常や不調の時には工長に申し出る
5. 衛生:作業に関する衛生の規則を必ず守る
6. 作業:作業開始前に機械や装置及び作業場の点検をする
6A.標準作業:決められた作業手順は必ず守る
6B.安全装置は、正しく使用する
6C.決められた保護具は必ず着用する
6D.事故の際の処置や避難の方法を心得ておく
6E.知らないこと、わからないことは遠慮なく必ず聞く
7. 安全5項目
7A.異常のときはまず止める
7B.動いているものはまず止める
7C.共同作業は合図の確認
7D.修理・段取りはスイッチを切れ
7E.わからないことには手を出すな
8. 健康
8A.ラジオ体操をする
8B.常に健康に留意する

改善のポイント

> 工具(エアニッパ)の安全対策

> 保護具の使用

>

組合による違反の主張

[民415]安全配慮義務違反

労災補償の詳細

労災補償支給	有	後遺障害級	14級
障害補償一時金	601,832	年金	なし
障害特別支給金	80,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)
696日(42日)

解決金等
・会社から謝罪・行政指導に従い是正
・解決金・慰謝料として250万円

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
48	男	インド	直接雇用・時給・フルタイム	金型・板金・プレス加工	金属部品仕上げ
在留資格			雇用に関する補足情報		
不明			労働時間: 8時～17時/時給900円 労働時間例 2004/03/01: 05:54～19:03、2004/03/03: 07:55～21:02、2004年3月分(1カ月)時間外100時間超		

傷病情報

傷病名1	両眼異物	傷病名4	(追加)視力低下
傷病名2	両眼角膜びらん	傷病名5	
傷病名3	(追加)視神経炎の疑い		

被災状況の詳細

被災時刻	16:30	経験	1月	死傷病報告提出までの期間	提出確認できず	受付時間差	10日
------	-------	----	----	--------------	---------	-------	-----

(労災様式?号)

金属部品のバリ取りをサンダーで行っていた時、鉄粉が目に入って負傷した。[事業主証明あり]

(本人の説明-組合加入通知書)

工場を訪ねて「仕事をください」と頼むと社長が雇ってくれたので、被災の約一か月前から仕事を始めた。仕事はサンダーでバリ取りをする作業だった。被災当日、サンダーで仕事をしている最中、目に鉄粉が飛び込んだので「痛い」と訴えると、社長が目薬をくれた。水で顔を洗い、家に帰ったら目の痛みが増してきた。翌日、翌々日は我慢して仕事をしていたが、痛みが強かったので「痛い」と訴えると、周りの人が目薬をくれた。病院代がないので目薬をつけるだけだったが、被災した三日後に社長から「もう仕事はなくなった、来なくていい」と言われた。その月の給料日に全額給料をもらい、病院に行き、目に飛び込んだ鉄粉を取ってもらった。しかしまだ目が痛んで仕事はできないし、治療費、生活費も不安である。

(本人の説明-聞き取りメモ)

金属材料のバリ取り(サンダーがけ)。片手で作業。鉄粉が目に入った(両眼)ので、痛いと言っていたら、その後、「もう仕事はなくなった。来なくていい」と言われた。眼鏡はしない習慣。日本人30人ぐらいの職場。サンダーを扱うのは本人一人。(以下、上記と重複。省略)

改善のポイント

> 安全教育(安全な作業方法の徹底)

> 保護具(保護メガネ)の仕様

>

組合による違反の主張

労災補償の詳細

労災補償支給	有	後遺障害級	9級
障害補償一時金	3,528,384	年金	なし
障害特別支給金	500,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)	37日(27日)
解決金等	・治療・休業補償については労災を適用・割増賃金の支払い・解雇の取り消し・療養・休業補償計 2,518,182円

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
33	男	コロンビア	直接雇用・時給・フルタイム	金属加工	プレス
在留資格			雇用に関する補足情報		
短期滞在(妻が日本人) ->OS?			会社は請負／労働時間:08:00~17:00／時給1,250円／残業1,560円、残業毎日2時間／休日:土日 雇用契約書あり(契約時の申告年齢が登録証と違う)、		

傷病情報

傷病名1	右そけいヘルニア	傷病名4	
傷病名2		傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻		経験	8月	死傷病報告提出までの期間	提出なし	受付時間差	18日
------	--	----	----	--------------	------	-------	-----

(本人の説明-聞き取りメモ)

日常的に班長が「はやくはやく!」と怒鳴っていた。30~40kgのフレームを2セット、プレス機に載せ、ベルトコンベアーに押し出すまで8~15分でおこなわなければならない、1日100個前後運ばなければならなかった。

入社後8か月たった頃、腰の痛みを班長に訴えた。しかし、「関係ない」と言われた。同じ日に係長に「腰がいたい、すごく痛い」と訴えた。しかし、「後で、後で」と言われただけだった。さらに一か月後、痛みを我慢できず近医を受診。妹に電話で通訳してもらいながら医者と話した。医者から、「ヘルニアです。危ないから仕事はもう駄目。薬では治らないからできるだけ早く手術をしなければならない。薬局でコルセットを買って、24時間しているように」薬局でコルセットを買って、以後ずっとつけている。以後お金がないので病院には行っていない。

翌日、会社に行き領収書と診療情報提供所を提示すると、「ああヘルニア。どうぞ。」といって返された。その後社長に同じものを見せたところ、「アームソーリー、ヘルニアは私に関係ない。」と言われた。「仕事をもっと楽なのにかえて下さい」と頼むと、「みんなみんな仕事重い。仕事は変えられない。仕事が出来ないなら今までの仕事に戻りなさい。働けないなら。」といって手×のサインをした。本人は「私は今の仕事では働けません」と言った。社長は「どうぞやめて下さい。あとで前月分の給料を取りに来るように」と言った。本人は×のサインで社長から「解雇」されたと認識した。納得いかなかったがやむなく帰った。

三日後、工場に給料を取りに行った。社長が「国に帰って腰をなおして下さい。なおったらまた来て下さい。さようなら」と言った。

働いている状況 30~40kgのフレームを、1.5mくらい運んでプレス機に載せる。二つのフレームを突起物の位置に合わせて重ね、返してからプレス機に掛ける。プレスした60~80kgになったフレームを、コンベアーに押し出す。

改善のポイント

> 重量物取扱い方法の改善?

>

>

組合による違反の主張

[労基37条] 割増賃金不払い
[労基39条] 有給休暇を付与しなかった
安衛法/安全配慮義務の主張は無し

労災補償の詳細

労災補償支給	無	後遺障害級	無
障害補償一時金	0	年金	無
障害特別支給金	0	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)	115日(97日)
解決金等	労災としては申請されず ・会社より遺憾の意・円満退職・解決金 738,620円

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
44	男	不明	情報なし	運輸(倉庫)	運送補助作業員
在留資格			雇用に関する補足情報		
日系人 不明			会社は二次下請け		

傷病情報

傷病名1	左膝前十字靱帯損傷	傷病名4	
傷病名2	左膝内側副靱帯損傷	傷病名5	
傷病名3	左膝内側半月板損傷		

被災状況の詳細

被災時刻	07:20	経験	1年1月	死傷病報告提出までの期間	提出確認できず	受付時間差	1397日
------	-------	----	------	--------------	---------	-------	-------

(労災様式5号の記載)

トラックの荷台の品物を下ろそうと荷台に乗り、荷台の前に立てかけられた品物の手前に横に置いてあった品物からおろそうとして、おろしているとき、前に立てかけてあった品物が倒れてきて足に当たり、被災しました。[事業主証明あり、日付なし]

(本人の説明-聞き取りメモ)

トラックの荷物を下ろす時、足に荷物が落ちた。2間程度の大きさの網-建設用。二人ぐらいで、横になっている網を引き出そうとした。下請けの担当者が来るまで(8時)待っていた。10時くらいに病院へ行き、手術を受けた別の病院へ6ヶ月後に移った。市民病院に移って2回目の手術。

(組合加入通知書)

二人でトラックに載っていた金属製の網(二間ぐらいの大きさ)を下ろす時、立てかけられていた網が倒れて足の上に落ちて負傷した。ケガをして3週間ぐらい後に会社に顔を出したら、クビだと言われた。労災の書類にも証明することを拒否された。後遺症が残っているので、損害賠償を要求したい。

(会社側回答書)

出社時間は5時58分(早出作業)。物流センターでトラックの荷台から商品の荷受け作業中、トラックの中に積んであった製品が崩れ、本人の左足に落ちて負傷した。以前、何度も指示に従わないと責任者から連絡があり、この仕事に向かないので話しをしようと何度も現場に向向いたが拒否され、話にならなかった。忙しいさなかでもあり、そんなことをしているうちに事故が起こった。

改善のポイント

> 作業環境のリスクの確認(危険予知)

> 安全な作業手順の確立

>

組合による違反の主張

[民415] 安全配慮義務違反
元請けに対しては安衛法3条・10条による責任

労災補償の詳細

労災補償支給	有	後遺障害級	12級
障害補償一時金	1,816,932	年金	なし
障害特別支給金	200,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)	1508日(111日)
解決金等	・謝罪・解決金・慰謝料:3,000,000円 ・療養・休業補償計:4,015,130円(11,434円/日)・装具給付

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
46	女	ペルー	派遣・時給・フルタイム	精密機械製造	組立工
在留資格 定住者			雇用に関する補足情報 勤務時間 8:00～17:00／残業ほぼ毎日1～2時間／時給950円(2001年12月まで)、900円(2002年1月から)、賃下げ		

傷病情報

傷病名1	左中指 ばね指	傷病名4	
傷病名2		傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻	慢性障害	経験	2年5月	死傷病報告提出までの期間	提出確認できず	受付時間差	381日
------	------	----	------	--------------	---------	-------	------

(労災様式5号・8号の記載)

コピー機の部品組み立ての作業をしていて指で強く推す仕事が続いて、量を多くこなさなければならなかったとき、右の中指が痛くて動かない状態になった。[5号・8号様式に事業主証明あり;死傷病報告の提出は不明]

(組合加入通知書)

部品組み立ての仕事で、力を入れて押し込む作業をしていた。仕事を始めて2年5か月ほどで、左手中指が痛くて動かなくなり、病院に行ったがまだ痛い。3年が経過したところで、右手の親指が動かなくなり手術をした。左手は痛いままになっているので手術をしたい。労働災害にして欲しい。

(本人の説明-聞き取りメモ)

入社1年と少して、コピー機の部品を組み立てる仕事になった。力を入れて、部品を押しこまなければならない。2年経った頃より、少しずつ生産量が増え、忙しくなった。素早く作業をする(部品を押しこむ)ことが要求された。それから少し経ったところで、左の中指が痛くて動かない状態になった。病院では手術が必要と言われた。いったん力の必要ないセクションに回してもらったが、その3ヶ月後にまた元に戻された。入社3年が経過した頃、右手の親指が痛くて動かなくなった。その後、右手、親指のつけ根の腱を手術(入院なし)。4日間の休業。治療。2～3週間シールを張る仕事にまわしてもらった。左手中指はそのまま。手術を考えている。

改善のポイント

> 作業負荷の軽減(より弱い力で作業ができる改善)

> 作業負荷の軽減(作業量の軽減)

>

組合による違反の主張

労災補償の詳細		労使交渉の結果	
労災補償支給	有(療養給付のみ?)	後遺障害級	不明
障害補償一時金		年金	なし
障害特別支給金		年金年額	0
障害特別一時金		特別年金年額	0

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

不明

解決金等

80万円?

(詳細は不明。後遺障害申請も検討されたようだが)

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
43	男	ペルー	直接雇用・時給・フルタイム	自動車部品製造	仕上げ工
在留資格			雇用に関する補足情報		
日系人・不明			勤務時間 8:00～17:00／残業時間1～2時間／時給1450～1400円？ 会社は請負		

傷病情報

傷病名1	腰部脊柱管狭窄症	傷病名4	
傷病名2		傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻	9:30	経験	4年	死傷病報告提出までの期間	提出確認できず	受付時間差	2219日
------	------	----	----	--------------	---------	-------	-------

(労災8号・10号様式の記載)

仕事中、朝9時半ごろ、車のバンパーを運んでいるとき、急に腰が痛くなって動けなくなってしまう、歩けない状態になった。[事業主証明あり、死傷病報告は提出なし？]

(本人の説明-聞き取りメモ)

仕事中、朝9時半ごろ、急に動けなくなって病院に連れて行かれた。重いものを持つ仕事。車のバンパーを持ち上げる仕事。1日に30～50個、35kg～40kgのもの。歩けなくなり、30日間休んだ。良くならないので、近くの病院で1年間みてもらった。自分で病院代を払った。その病院には通訳がいなかったため、通訳のいる病院へ転院、10日間入院した。腰はずっとなおらず、コルセットをしている。そのため次の仕事をもらえず、発症後3年経過したところで解雇となった。労働災害にして欲しい。

改善のポイント

> 重量物取扱い作業の改善(台車の使用等)

>

>

組合による違反の主張

労災補償の詳細

労災補償支給	無	後遺障害級	無
障害補償一時金	0	年金	無
障害特別支給金	0	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)
2276日 (57日)

解決金等

労災不支給の場合、健康保険で解決。後遺障害認定の場合は別途協議。解決金は労災分を含まず。160万円